別添２

（参考）道路に面する地域における騒音に係る環境基準

地域の区分	基　準　値	
	昼　間	夜　間
Ａ地域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
Ｂ地域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する地域及びＣ地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

（注）
１．時間の区分は、昼間を午前６時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前６時までの間とする。
２．Ａを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
３．Ｂを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
４．Ｃを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。
５．車線とは、１縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

道路に面する地域における幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、次表のとおりとする。

基　準　値	
昼　間	夜　間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

（注）
１．「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。
（１）　道路法第３条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては４車線以上の区間に限る。）。
（２）前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第７条第１項第一号に定める自動車専用道路。
２．「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
（１）２車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路　15 メートル
（２）２車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路　20 メートル